

▼4面から続き
 えた給与改定を行いました。
 この結果、平成27年4月現在の職員(普通会計部門2040人)の平均給料は30万8415円(平均年齢39・8歳)となっています。

表8 議員報酬と特別職等の給与の状況 (27年4月現在)

職名	月額	期末手当
議長	588,000円	4.10月分
副議長	529,000円	
議員	515,000円	
市長	995,000円	
副市長	835,000円	
教育長	740,000円	
常勤監査委員	530,000円	

なお、国家公務員と地方公務員の給料を比較する参考指標のひとつとして、各年4月の国家公務員の給料を基準にしたラスパイルズ指数があります。これは国家公務員の給料水準を100として各地方公共団体と比

表9 職員手当の状況

手当の種類	主な内容 (27年4月現在、記載金額は月額)	26年度支給実績 (普通会計)
扶養手当	配偶者13,000円、扶養親族1人につき6,500円、特定の加算5,000円(※)	191,156千円
地域手当	給料および扶養手当の月額合計の6%	441,266千円
住居手当	○借家・賃貸等の場合 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 *27,000円を限度 ○新築・購入から5年以内 5,500円 ○上記以外 4,000円	185,786千円
通勤手当	○交通機関 6カ月定期等の最も経済的な額 ○自動車等 使用距離に応じ3,800円~31,600円 *あわせて55,000円を限度	151,843千円
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる勤務に従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給	35,231千円
超過勤務手当 (休日給含む)	勤務日 勤務を要しない日 休日 ・5時~始業時間 ・終業時間~22時 5時~22時 ・0時~5時 ・22時~24時 正規の勤務時間 125/100 150/100 135/100 160/100 135/100 個人ごとの時間単価に上記率を乗じて支給	501,694千円
管理職手当	部長65,000円、参事60,000円、副部長55,000円、副参事50,000円、課長45,000円、調整幹40,000円、副課長35,000円	125,960千円
期末・勤勉手当	○6月期 期末手当1.225月分、勤勉手当0.75月分 ○12月期 期末手当1.375月分、勤勉手当0.75月分	2,783,917千円
退職手当	区分 勤続20年 勤続25年 勤続35年 普通 20.445月分 29.145月分 41.325月分 定年等 25.55625月分 34.5825月分 49.59月分 上記の率を基準として支給 (埼玉県市町村総合事務組合から同組合条例に基づき支給)	

較するものです。
 公表されている直近(平成26年)のラスパイルズ指数は、本市は102・4、他団体では、

埼玉県101・6、さいたま市102・2、川崎市101・5などとなっています。詳しくは表4・9のとおりです。

職員数について…行政管理課 96319313、職員の給与水準について…人事課 96319133

(※) 扶養親族としての子のうち、満15歳~満22歳の子がいる場合に行うものです

平成26年度介護保険の財政状況 歳出は148億5210万円 (前年度比8・7%増)

介護保険制度は、社会全体で高齢者の介護を支え合う仕組みです。平成27年4月の制度開始以降、サービス利用者や給付費用は年々増えています。サービスを利用するには、市に申請し要介護認定を受ける必要がありますが、認定を受けている方は26年度末で9828人となり、年々増加しています(図1)。

市では給付費の適正化を図りながら、サービスの質が低下しないよう、今後も適切な制度の運営に努めていきます。

図1 越谷市の高齢者数(65歳以上)と要介護認定者数の推移

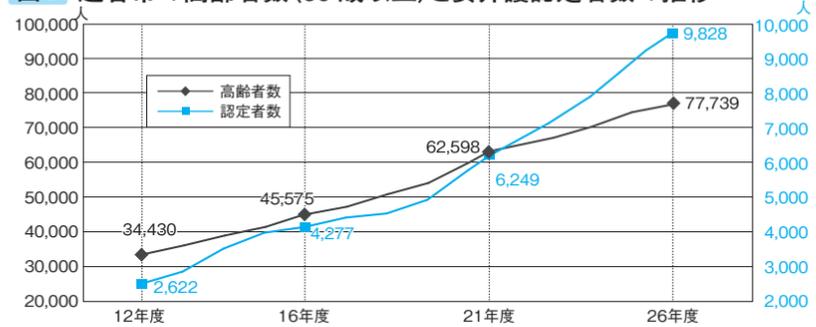
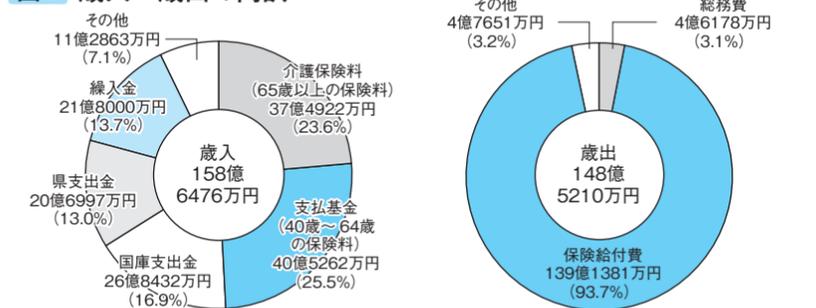


図2 歳入・歳出の内訳



*表示単位未満を四捨五入しているため、各費目の合計、%が合計値と一致しない場合があります

税・国保・年金のお知らせ

◆納税通知書をお送りします
 ▼市県民税：平成27年度分の年税額または納付方法に変更のあった方、新たに課税された方に通知書と納付書(口座振替の方には通知書のみ)を11月10日(火)に発送します。新たにお送りする納付書で納めてください
 国民健康保険課 ☎96319145

ストップ! 滞納
 市税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限(納期限)までに自主的に納めていただくものです。多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方は滞納している状況にあります。税負担の公平性と収入を確保するため、本市をはじめ県内63市町村と埼玉県では「ストップ! 滞納」を合言葉に徴収対策を強化しています。納期内納税、早期納付にご協力をお願いします。

▼国民健康保険税：平成27年度分の年税額に変更があった方や新たに課税された方、年金からの特別徴収を口座振替に変更された方に通知書と納付書(口座振替をご利用の方には通知書のみ)を11月17日(火)に発送します。新たにお送りする納付書で納めてください
 国民健康保険課 ☎96319146

社会保険料控除関連書類を発送します
 ◆社会保険料(国民年金保険料) 年末調整や確定申告の際に使用する社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を発送します。9月30日までに保険料を納付した方は11月上旬、10月1日以降に初めて納付した方は平成28年2月上旬に証明書を発送します。国民健康保険課 ☎96319142、国民健康保険課 ☎96319141

社会保険料控除資料(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料) 年末調整や確定申告に使用できる社会保険料控除資料(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料)を11月9日(月)以降に順次発送します。控除資料と納付額の合計が一致しない方は、領収書をお持ちのうえ年末調整や確定申告を行ってください。
 ◆国民健康保険税：10月26日まで納付が確認できた世帯主の方
 ▼後期高齢者医療保険料：10月29日まで納付が確認できた被保険者の方
 国民健康保険課(国民健康保険税) ☎96319143、後期高齢者医療保険料 ☎96319117

国民健康保険税の第6期納期限は11月30日(月)です

国民健康保険課 ☎96319142、国民健康保険課 ☎96319141